



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

令和8年度埼玉県公立高等学校

入学者選抜実施要項

入学者選抜要領

彩の国  埼玉県
埼玉県教育委員会

令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜日程表

1 月			2 月			3 月		
1	木	(元日)	1	日		1	日	
2	金		2	月		2	月	
3	土		3	火		3	火	(追検査)
4	日		4	水		4	水	
5	月		5	木	出願入力期間	5	木	
6	火		6	金		6	金	入学許可候補者発表(9:00)
7	水		7	土		7	土	
8	木		8	日		8	日	
9	金		9	月		9	月	
10	土		10	火	↓ 10日(火)は12:00まで	10	火	
11	日		11	水	(建国記念の日)	11	水	
12	月	(成人の日)	12	木		12	木	
13	火		13	金	出願書類、学習の記録等一覧表 配達指定日(郵送の場合)	13	金	
14	水		14	土		14	土	
15	木		15	日		15	日	
16	金		16	月	↑ 出願書類、学習の記録等一覧表 窓口提出期間(持参の場合)	16	月	
17	土		17	火	↓ 17日(火)は12:00まで	17	火	欠員補充開始
18	日		18	水	↑ 志願先変更期間	18	水	
19	月		19	木	↓ 19日(木)は16:00まで	19	木	
20	火		20	金		20	金	(春分の日)
21	水		21	土		21	土	
22	木		22	日		22	日	
23	金		23	月	(天皇誕生日)	23	月	
24	土		24	火		24	火	
25	日		25	水		25	水	
26	月		26	木	学力検査	26	木	
27	火	↑	27	金	実技検査・面接(一部の学校)	27	金	
28	水		28	土		28	土	
29	木	出願入力期間				29	日	
30	金					30	月	
31	土					31	火	

I 入学者選抜実施要項

目 次

第 1	募集人員及び出願資格等	5
第 2	入学者選抜の基本方針	5
第 3	一般募集	6
第 4	芸術系学科（美術科、美術表現学科、音楽科、書道科、映像芸術科及び舞台芸術科）、 体育科、スポーツサイエンス科及び外国語科・外国語コース等の実技検査	12
第 5	面接	16
第 6	不登校の生徒などを対象とした特別な選抜	17
第 7	私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等	18
第 8	帰国生徒特別選抜による募集	20
第 9	外国人特別選抜による募集	22
第10	欠員補充	24
第11	定時制の課程における特別募集	26
第12	県立大宮中央高等学校における募集	28
第13	秋季募集	29
第14	障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続	30
第15	調査書、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表作成要領	32
第16	諸様式	
	令和8年度入学志願者調査書（様式1）	36
	成績及び諸活動等の記録通知書（様式2）	36
	学習の記録等学年内評価分布表（様式3）	37
	学習の記録等一覧表（様式4）	38
	入学願書・受検票（様式5）	39
	自己申告書（様式6）	41
	選抜結果通知書（様式7）	42
	志願先変更願（様式8）	43
	志願先変更証明書（様式9）	44
	志願取消届（様式10）	45
	志願理由書（定時制の課程における特別募集）（様式11）	46
	証明書（隣接県の隣接学区からの出願用）（様式12）	47
	帰国生徒特別選抜適用申請書（様式13）	48
	帰国生徒特別選抜証明書（様式14）	49
	外国人特別選抜適用申請書（様式15）	50
	追検査受検願（様式16）	51
	追検査受検承認証（様式17）	52
	学力検査等の際配慮を要する措置についての願（様式18）	53
	「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」の提出について（副申）（様式19）	54
	怪我や病気等による学力検査等実施上の配慮について（様式20）	55
	送付票（様式21）	56
	受領書（様式22）	57
別表 1	学科・コース別高等学校	58
別表 2	実技検査を実施する高等学校	64
別表 3	面接を実施する高等学校	64
別表 4	第2志望を認める高等学校、学科・コース等	66
別表 5	第2志望に準ずる志望を認める高等学校	67
別表 6	傾斜配点を実施する高等学校	67
別表 7	外国人特別選抜を実施する高等学校	68
別表 8	学校選択問題を実施する高等学校と実施教科	68

第1 募集人員及び出願資格等

1 募集人員

各高等学校の課程別、学科別等の募集人員は、令和7年6月末日までに決定し、発表する。

2 出願資格

公立高等学校に入学を志願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和8年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和8年度進級予定者は出願できない。

(1) 令和8年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者

(3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）

(4) 志願者は、次のアからオまでのいずれかに該当する者とする。

ア 全日制の課程を志願する者は、本人及び保護者が県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者

イ 定時制の課程を志願する者は、本人が県内に住所又は勤務地を有することが確実な者

ウ 通信制の課程を志願する者は、本人が県内に住所又は勤務地（在学地）を有することが確実な者

エ 別に定めるところにより、公立高等学校長が出願を承認した者

オ 別に定めるところにより、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長（県立高等学校の定時制の課程及び通信制にあっては、志願先高等学校、市立高等学校にあっては、当該各市教育委員会）が出願資格を認定した者

3 通学区域

県立高等学校においては、通学区域は設けない。

（「埼玉県立高等学校通学区域に関する規則を廃止する規則」による。）

市立高等学校においては、各市教育委員会の定めによる。

- | | |
|---|--|
| { | <p>○川口市
「川口市立高等学校通学区域に関する規則」による。
第2条 学区は埼玉県の区域とする。</p> <p>○さいたま市
「さいたま市立高等学校の通学区域に関する規則」による。
第2条 高等学校の通学区域は、埼玉県の全区域とする。</p> <p>○川越市
「川越市立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則」による。</p> |
|---|--|

第2 入学者選抜の基本方針

入学者選抜要領（以下、「選抜要領」という。）1（103ページ）による。

第3 一般募集

1 一般募集における出願資格

第1の2（5ページ）に該当する者。

なお、隣接県の隣接学区からの出願については、第7の2（18ページ）による。

2 川越市立高等学校「地域特別選抜」の人員

川越市立高等学校「地域特別選抜」の人員は、募集人員の10%程度の範囲内とする。

詳細は、川越市立川越高等学校の募集要項に定める。

3 出願

(1) 出願手続

原則、以下のア～ウが全て完了した時点をもって、出願とする。出願が完了した後は、志願先変更期間でのみ、志願先高等学校・学科等を変更することができる。

なお、市立高等学校への出願及び第7における中学校等からの出願をする場合の、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」（令和7年10月、県ホームページに掲載予定）にて定める。

ア 電子出願システムの案内に従い、志願者情報等の入力を行う。

イ アの入力内容を、出身中学校等が専用サイトにおいて確認し、調査書をアップロードした上で、承認する。

ウ 入学選考手数料を、以下のとおり納付する。

(ア) 県立高等学校への志願者は、入学選考手数料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）を、電子出願システムの案内に従って、電子収納により納付する。

(イ) 市立高等学校への志願者の入学選考手数料及び納付方法は、次のとおり高等学校を設置する市が定める。

市	入学選考手数料	納付方法
さいたま市	2,200円	出願手続の案内に従い、電子収納により納付する。
川口市	2,200円	
川越市	2,200円	

なお、さいたま市立高等学校及び川口市立高等学校への志願者は、入学選考手数料とは別に生じる電子収納に係る手数料について、志願者が負担する。

(ウ) いずれの場合でも、上記(1)ウにより、一度納付した入学選考手数料及び電子収納に係る手数料は返還しない。

ア～ウを行うことができる期間

令和8年1月27日（火）正午 から 2月10日（火）正午まで

※ 詳細は別途「電子出願の利用の手引き」（令和7年10月、県ホームページに掲載予定）にて定める。

(2) 出願書類

志願者又は出身中学校長（在学中中学校長を含む。以下同じ）は、志願者の志願先高等学校に対し、以下の書類を提出すること。

書類が提出された志願者を、選抜の対象とする。

ア 調査書（様式1）

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（様式3及び4）

全日制の課程及び定時制の課程を併置する高等学校のそれぞれの課程に志願者がある場合は、両課程に1部ずつ提出すること。

過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

ウ その他必要な書類等

エ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(3) 提出方法

出願書類は、原則、中学校がまとめて郵送による提出を行う。郵送が難しい場合には、中学校がまとめて持参、志願者が郵送若しくは持参により提出することもできる。ただし、電子データの提出とあるものは、郵送又は持参は不要である。

なお、帰国生徒特別選抜による募集及び外国人特別選抜による募集において、調査書以外の必要な書類は、原則、志願者が持参により提出すること。

ア 調査書（出身中学校長が提出）

提出期間	令和8年1月27日（火）正午 から 2月10日（火）正午まで
提出方法	電子出願システムの案内に従って、電子データを提出する。このとき、中学校長の公印は省略する。

ただし、第7の3又は4（18ページ）による出願の場合は、紙の調査書に公印を押印の上、3(3)ウの方法により、出身中学校長又は志願者がその他必要な書類とともに、郵送又は持参により提出する。

イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（出身中学校長が提出）

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（様式3及び4）	
提出期間 及び 受付時間	令和8年2月13日（金）を配達指定日とすること。	令和8年2月16日（月） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月17日（火） 午前9時から正午まで
提出先	志願先高等学校及び高校教育指導課	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。 (高校教育指導課郵送先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長	直接持参する。

ウ その他必要な書類（志願者又は出身中学校長が提出）

(ア) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により提出する場合

	(ア)-1 中学校がまとめて郵送する場合	(ア)-2 中学校がまとめて持参する場合
提出書類	その他必要な書類 ※ 送付票（様式21）を同封すること。	
提出期間 及び 受付時間	令和8年2月13日（金）を配達指定日とすること。	令和8年2月13日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
提出先	志願先高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。	出身中学校長が命じた者が窓口を持参すること。 志願先高等学校長は、受領書（様式22）を交付する。

(イ) 志願者が郵送若しくは持参により提出する場合

	(イ)-1 志願者が郵送する場合	(イ)-2 志願者が持参する場合
提出書類	その他必要な書類 ※ 送付票（様式21）は不要である。	
提出期間 及び 受付時間	令和8年2月13日（金）を配達指定日とすること。	令和8年2月16日（月） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月17日（火） 午前9時から正午まで
提出先	志願先高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。	志願者が窓口を持参すること。

補記

- ・中学校がまとめて提出する場合、上記イ及びウは、同一の封筒で提出することができる。この場合、封筒の表には「出願書類在中」と「学習の記録等一覧表等在中」を朱書きで併記すること。
- ・中学校がイのみを提出する場合、送付票（様式21）は不要である。
- ・郵送に使用する封筒のサイズは、角形2号又は長形3号が望ましい。

4 併願

- (1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に出願をすることはできない。
- (2) 同一高等学校における全日制の課程と定時制の課程の双方に出願をすることはできない。

5 第2志望

同一課程に2学科以上ある高等学校、普通科でコース等を設置する高等学校、2部又は3部制の高等学校及び県立いずみ高等学校において同一の資料によって選抜ができる場合は、当該高等学校長は第2志望を認めることができる（〔別表4〕）。

第2志望を希望する場合の志願者情報等の入力に当たっては、電子出願システムの案内に従い選択又は入力を行うこと。

6 第2志望に準ずる志望

複数の学科・コース等を有する高等学校において、同一の資料によって選抜ができないことにより学科・コース等間の第2志望を認めることができない場合においても、次の(1)及び(2)に従い、第2志望に準ずる志望を認めることができる（〔別表5〕）。

- (1) 選抜は、選抜対象者数が募集人員より少ない学科・コース等でのみ実施する。
- (2) 選抜は、全ての学科・コース等の選抜を終えたのち、第2志望に準ずる志望を希望した志願者を対象に行う。

第2志望に準ずる志望を希望する場合の志願者情報等の入力に当たっては、電子出願システムの案内に従い選択又は入力を行うこと。

7 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

なお、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先を変更することはできない。ただし、やむを得ない事情により下記期間に書類の提出ができない場合は、出身中学校長は事前に高等学校に連絡し、令和8年2月20日（金）午前9時から正午までの間に提出すること。

令和8年2月18日（水）午前9時から2月19日（木）午後4時まで
書類提出期間は、2月18日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
2月19日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、3(1)～(3)（6ページ）に準じて選択又は入力を行い出願書類を提出する。

詳細は、別途「電子出願の利用の手引き」（令和7年10月、県ホームページに掲載予定）にて定める。

ただし、入学選考手数料及び出願書類の提出等については、以下による。

ア 入学選考手数料

(ア) 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納付する必要はない。

(イ) 県立高等学校の定時制の課程から県立高等学校の全日制の課程に志願先を変更する場合は、入学選考手数料の不足分の額（1,250円）を、電子出願システムの案内に従い、電子収納により納付する。

(ロ) 県立高等学校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から県立高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続により納付すること。

(ハ) 一度納付した入学選考手数料は返還しない。

先に志願した 高等学校	新たに志願する 高等学校	入学選考手数料
県立 (全日制の課程)	県立 (全日制の課程)	改めて納付する必要はない
	県立 (定時制の課程)	
県立 (定時制の課程)	県立 (全日制の課程)	志願先変更手続きの案内に従い、電子収納により納付する（1,250円）
	県立 (定時制の課程)	改めて納付する必要はない
県立	市立	改めて所定の手続により納付する (3(1)ウ(6ページ)を参照) ただし、さいたま市立高等学校から他のさい たま市立高等学校に志願先を変更する場 合は、改めて納付する必要はない
市立	県立	
市立	市立	

イ 出願書類の提出

(ア) 志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」（様式8）を、先に志願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」（様式9）の交付を受けた後、新たに持参により、出願書類を提出すること。

	先に志願した高等学校	新たに志願する高等学校
志願先変更を希望する者が 提出するもの	志願先変更願（様式8）	志願先変更証明書（様式9） 調査書等…新たに作成したもの

(イ) 志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願する高等学校長に、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を速やかに提出する。ただし、既に提出している高等学校の同一の課程に対しては、改めて提出する必要はない。

- (3) 同一校の学科間等における志願先変更
(2)に準じる。

- (4) 第2志望（第2志望に準ずる志望を含む。以下同じ。）のみの変更
(2)に準じる。

8 志願取消

志願取消を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、志願取消を行う。その上で、出身中学校長を経て、「志願取消届」（様式10）を速やかに志願先高等学校長に持参により提出する。

詳細は、別途「電子出願の利用の手引き」（令和7年10月、県ホームページに掲載予定）にて定める。

9 受検票

志願者は、「受検票」を令和8年2月20日（金）午後3時以降に電子出願システムの案内に従い、各自で印刷する。

10 学力検査

- (1) 志願者は、令和8年2月26日（木）に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに志願先高等学校長に提出しなければならない。
- なお、追検査を受検する場合は「13 追検査」による。
- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- なお、〔別表8〕にある学校では、数学及び英語の学力検査において「学校選択問題」を実施する。

- (4) 学力検査会場は、志願先高等学校とする。

- (5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休 憩	10:35～ 11:25 (50分)	休 憩	11:45～ 12:35 (50分)	昼 食	13:30～ 14:20 (50分)	休 憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国 語		数 学		社 会		理 科		英 語

- (6) 学力検査の配点等については、選抜要領で定める。

- (7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、第14（30ページ）による。

11 実技検査

- (1) 次の学科等の志願者は、実技検査を受検しなければならない。
- ア 芸術系学科（美術科・美術表現科、音楽科、書道科、映像芸術科及び舞台芸術科）の志願者
- イ 体育科の志願者
- ウ スポーツサイエンス科の志願者
- エ 県立伊奈学園総合高等学校のスポーツ科学系及び芸術系の志願者
- (2) 外国語科・外国語コース等においては、英語による問答を内容とする実技検査を実施することができる。
- (3) 詳細については、第4（12ページ）による。

12 面接

- (1) 実技検査を実施しない学科・コース等においては、面接を実施することができる。
- (2) 詳細については、第5（16ページ）による。

13 追検査

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和8年3月3日（火）に実施する追検査を受検すること

ができる。ただし、令和8年2月27日（金）に実施する実技検査・面接を受検した志願者は追検査を受検できない。

ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者

イ 一部受検者※

- (2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに志願先高等学校長に連絡するとともに、「追検査受検願」（様式16）を令和8年2月27日（金）正午までに志願先高等学校長に提出する。
- (3) 志願先高等学校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」（様式17）を交付する。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
なお、〔別表8〕にある学校では、数学及び英語の追検査において「学校選択問題」を実施する。
- (5) 「追検査受検願」（様式16）を提出した志願者に対しては、令和8年2月27日（金）の実技検査・面接は実施しない。また、追検査においても実技検査・面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集、定時制の課程における特別募集においては、令和8年3月3日（火）に面接を実施する。
- (6) 追検査の会場は、志願先高等学校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。

14 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

15 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所

日時	令和8年3月6日（金）午前9時
場所	ウェブによる合否照会システムで行う。URL等は別に定める。
備考	高等学校長は、「選抜結果通知書」（様式7）を入学許可候補者に交付する。 交付方法については、別に定める。

- (2) 入学許可候補者は、令和8年3月6日（金）に、受検票を持参し、志願先高等学校において高等学校長から書類等を受け取ること。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て志願先高等学校長に持参により提出する。

16 成績及び諸活動等の記録通知書

出身中学校長は、第15（32ページ）に定めるところにより、「成績及び諸活動等の記録通知書」（様式2）を作成し、令和8年2月2日（月）までに、志願者の保護者に通知する。

17 個人情報の取扱い

出願の際に入力された志願者情報及び調査書等に記載されている個人情報並びに学力検査等の入学者選抜を通じて高等学校長が取得した個人情報は、入学に係る事務手続き、志願者及び出身中学校等に対して検査結果等を提供する業務にのみ使用する。

18 その他

県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業者を含む）で、特別な事情を有する者の出願資格については、別に定める。

※ 学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で開始していない検査時間以降の教科とする。

第4 芸術系学科（美術科、美術表現科、音楽科、書道科、映像芸術科及び舞台芸術科）、体育科、スポーツサイエンス科及び外国語科・外国語コース等の実技検査

1 実施日

令和8年2月27日（金）に実施する。集合時刻は、原則として午前8時45分とする。ただし、「追検査受検願」（様式16）を提出した志願者は、受検できない。

2 内容等

(1) 芸術系学科（美術科、美術表現科、音楽科、書道科、映像芸術科及び舞台芸術科）

ア 県立松伏高等学校

音楽科の実技検査の種目及び内容等

次のa、bのうち、1つを選び受検する。

a 声楽

次の①、②のうち、1つを選び、出願時に申告する。

① 歌曲独唱 ② ミュージカル作品の独唱と身体表現

b 器楽

次の①～④のうち、1つを選び、出願時に申告する。

① ピアノ ② 管楽器 ③ 弦楽器 ④ 打楽器

イ 県立越生翔桜高等学校

美術表現科の実技検査の内容等

鉛筆による素描

ウ 県立芸術総合高等学校

(ア) 美術科の実技検査の内容等

鉛筆による素描

(イ) 音楽科の実技検査の種目及び内容等

次のa、bのうち、1つを選び、出願時に申告する。

a 声楽

b 器楽

次の①～④のうち、1つを選び、出願時に申告する。

① ピアノ ② 管楽器 ③ 弦楽器 ④ 打楽器

(ウ) 映像芸術科の実技検査の内容等

言葉から発想したイメージを絵と文章で表現する。

(エ) 舞台芸術科の実技検査の内容等

次のa及びbを受検する。bは(a)、(b)のうち、1つを選び出願時に申告する。

a及びb(a)の課題については、別途指示する。

a 共通課題

① 指定された詩、又は文章を朗読する。

② 指示された基本的な動作を指定されたエリアで行う。

b 選択課題

(a) 演劇表現

指示された課題に基づいて音声、身体を使って表現する。

(b) 舞踊表現

2分以内で舞踊を行う。

次の①～⑤のうちから1つを選び、出願時に申告する。

① バレエ（クラシック、モダンに限らない）

② 洋舞全般（モダンダンス、コンテンポラリーダンス、ジャズダンス、ヒップホップなど）

③ 各種民族舞踊（日本舞踊を含む）

④ 身体表現運動（体操、新体操など）

⑤ その他創作ダンス

エ 県立大宮光陵高等学校

(ア) 美術科の実技検査の内容等

鉛筆による素描

(イ) 音楽科の実技検査の種目及び内容等

次のa、b、c、d、eのうち、1つを選び、①と②を受検する。

a 声楽

① 声楽

② ピアノ

b ピアノ

① ピアノ

② 聴音

c 管楽器、d 弦楽器、e 打楽器

① 各楽器の演奏

② ピアノ又は視唱

(ウ) 書道科の実技検査の種目及び内容等

次のaとbを受検する。

a 漢字の書（毛筆による表現）

b 仮名の書（毛筆による表現）

(2) 体育科

アについては全種目を受検する。

イについては①～③群から2群を選び、さらにそれらの群から各1種目を選択して、合計2種目を受検する。

ア 体力に関する検査種目（スポーツ庁の示した「新体力テスト実施要項」による。）

① 反復横とび ② 立ち幅とび ③ 上体起こし

イ 技能に関する検査種目

① 器械運動・陸上競技群

㊦ マット運動 倒立前転と後転

㊧ 跳び箱 男子は縦向き6段開脚跳び、女子は縦向き5段開脚跳び

㊨ 鉄棒 男子はけ上がり、前方支持回転

女子は逆上がり、前方支持回転

㊩ 短距離走 クラウチングスタートからのスタートダッシュ

② 球技群

㊦ バレーボール 対人パスと対人レシーブ、スパイク

㊧ バasketボール ドリブルシュートとセットシュート又はジャンプシュート

㊨ サッカー パス&コントロールとドリブルシュート

㊩ ソフトボール キャッチボールとトスバッティング

③ 武道群

㊦ 剣道 切り返しと基本打突

㊧ 柔道 受け身と約束練習

(3) スポーツサイエンス科

アについては全種目を受検する。

イについては①～⑪の種目から1つを選択して受検する。

ア 体力に関する検査種目（スポーツ庁の示した「新体力テスト実施要項」による。）

① 反復横とび ② 立ち幅とび ③ 上体起こし

イ 技能に関する検査種目

① マット運動 側方倒立回転から倒立前転

② 走り幅跳び 助走から踏切、着地

③ 短距離走 50m走 スタートからゴールまで

④ バレーボール 対人パスと、スパイク又はサービス

⑤ バasketボール ドリブルシュートと、セットシュート又はジャンプシュート

⑥ サッカー トラップングとドリブルシュート

- | | |
|----------|---------------------------|
| ⑦ ハンドボール | ドリブルからのジャンプシュートと1対1からシュート |
| ⑧ ソフトボール | キャッチボールとトスバッティング |
| ⑨ 剣道 | 切り返しと基本打突 |
| ⑩ 柔道 | 受け身と約束練習 |
| ⑪ ダンス | 与えられたテーマでの1分間の創作 |

(4) 外国語科・外国語コース等

ア 内容

英語による問答等

イ 方法

- (ア) 実施する高等学校長は、中学校学習指導要領に基づいて、英語による音読及び問答等の内容を定める。
- (イ) 志願者に対して個々に行う。
- (ロ) 実施時間は、1人につき5分程度とする。

(5) 県立伊奈学園総合高等学校のスポーツ科学系及び芸術系

次のア～エから1つ選択し受検する。

ア スポーツ科学系

- (ア)については、全種目を受検する。
- (イ)については、①～③群から2群を選び、さらにそれらの群から各1種目を選択して、合計2種目を受検する。

(ア) 体力に関する検査種目（スポーツ庁の示した「新体力テスト実施要項」による。）

- ① 反復横とび ② 立ち幅とび ③ 上体起こし

(イ) 技能に関する検査種目

① 器械運動・陸上競技群

- ア マット運動 男女共通 倒立前転、側方倒立回転、伸膝後転
- イ 跳び箱 男子 縦向き6段開脚跳び
女子 横向き5段かかえ込み跳び又は開脚跳び
- ウ 短距離走 50m走

② 球技群

- ア バレーボール 対人パスと、レシーブ
- イ バスケットボール ドリブルシュートと、セットシュート又はジャンプシュート
- ウ サッカー トラッピングとドリブル、シュート
- エ ハンドボール フェイントからのジャンプシュート
- オ ソフトボール キャッチボールとティーバッティング、ベースランニング

③ 武道・ダンス群

- ア 剣道 切り返しとしかけ技
- イ 柔道 受け身と約束練習
- ウ ダンス 1分間の創作

イ 芸術系のうち音楽

(ア) 検査種目

次のa、bのうち1つを選び受検する。

- a 声楽
- b 器楽

次の①～④のうち1つを選び受検する。

- ① ピアノ ② 管楽器 ③ 弦楽器 ④ 打楽器

(イ) 検査時間等

- a 検査時間は1人2～3分程度とする。
- b 演奏に際して楽譜を見てもよい。
- c 打楽器は小太鼓又はマリンバとする。
- d 伴奏については、声楽のみ高等学校の担当者が行う。これに使用する楽譜はの提出については、別途指示する。声楽以外は無伴奏とする。

- ウ 芸術系のうち美術・工芸
鉛筆による素描
- エ 芸術系のうち書道
毛筆による書写

3 その他

- (1) 詳細は当該高等学校の募集要項に定める。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により実技検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに志願先高等学校長に提出しなければならない。
- (3) 追検査では実技検査は実施しない。

第5 面接

1 実施校

実技検査を実施しない学科・コース等において実施することができる。

2 実施日

- (1) 令和8年2月27日（金）に実施する。開始時刻は、原則として午前9時とする。ただし、「追検査受検願」（様式16）を提出した志願者は、受検できない。
なお、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を実施する場合で、他の志願者に面接を実施しない学科・コース等においては、令和8年2月26日（木）に実施することができる。
- (2) 帰国生徒特別選抜による募集及び外国人特別選抜による募集においては、令和8年2月26日（木）又は2月27日（金）に実施する。
- (3) 定時制の課程における特別募集及び秋季募集については、別に定める。
- (4) 追検査での面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集において追検査を実施した場合は、令和8年3月3日（火）に実施する。

3 方法

個人面接、集団面接又は両者の併用とする。

ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集においては、個人面接とする。

4 内容

高等学校長は、学科・コース等の特色等を踏まえ、質問の内容を定める。

5 その他

- (1) 詳細は当該高等学校の募集要項に定める。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

第6 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 募集人員等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って各学校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。
ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 実施する高等学校

原則として、全日制の課程及び定時制の課程の全ての学校、学科等で実施する。

3 出願資格

令和8年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

4 出願及び書類の提出

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」（様式6）を、在学中学校長を経て、志願先高等学校長に提出すること。「自己申告書」の提出は、第3の3(3)（7ページ）による。

また、出願に当たり、電子出願システムの案内に従い選択又は入力を行うこと。

5 第2志望の扱い

第2志望を認める高等学校の学科等において、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に志願した者が第2志望を申告したときは、第2志望の学科等においてはこの選抜の対象としない。

6 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出する。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

7 面接

個人面接を実施する。

その他、第5の2～5（16ページ）による。

8 その他

ここで定めた内容以外の事項については、第3（6ページ）による。

第7 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等

1 私立中学校から出願する場合

- (1) 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
 - ア 出願資格
第1の2（5ページ）による。
 - イ 出願手続
(ア) 第3の3（6ページ）による。ただし、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」（令和7年10月、県ホームページに掲載予定）にて定める。
 - (イ) 住民票の写し（出願日より3か月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。）を提出する。
 - ウ 出願書類提出方法
第3の3(3)（7ページ）により提出する。
- (2) 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
下記「3 2以外の県外中学校等から出願する場合」による。
- (3) 令和8年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
下記「3 2以外の県外中学校等から出願する場合」による。
- (4) 県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者が出願する場合、「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」を提出する。

2 隣接県の隣接学区から出願する場合（隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による出願）

- (1) 出願資格
「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」及び「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく令和8年度細部協定書」により出願資格を有する者
- (2) 出願手続
 - ア 第3の3（6ページ）による。ただし、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」（令和7年10月、県ホームページに掲載予定）にて定める。
 - イ 埼玉県以外の公立高等学校に出願しないことの「証明書」（様式12）を提出する。
 - ウ 提出する書類は、全て本県所定のものとする。
 - エ 出願書類提出方法
第3の3(3)（7ページ）により提出する。
 - オ 本県公立高等学校への志願者の取扱いについては、各県との「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく令和8年度細部協定書」による。
- (3) 隣接学区に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者が出願する場合は、「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

3 2以外の県外中学校等から出願する場合

- (1) 出願資格
出願について志願先高等学校長の承認を得た者
- (2) 出願承認の手続
 - ア 出願承認の申請
(ア) 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、志願先高等学校長に提出して、承認を受ける。
 - (イ) 出願承認の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和8年1月13日（火）から2月9日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。
なお、可能な限り、令和8年2月6日（金）までに出席承認の申請を行う。

イ 出願する際の注意事項

- (ア) 第3の3（6ページ）による。ただし、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」（令和7年10月、県ホームページに掲載予定）にて定める。
- (イ) 提出する書類は、すべて本県所定のものとする。

- (ウ) 「調査書」等とともに、志願先高等学校長より交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を提出する。
- (エ) 出願書類は、全て第3の3(3)（7ページ）により提出する。
- (オ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

4 海外の日本人学校等から出願する場合

(1) 出願資格

- ア 県立高等学校に出願する場合は、全日制の課程は埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課、定時制の課程及び通信制の課程は志願先高等学校において、出願資格の認定を受けた者
- イ 市立高等学校に出願する場合は、当該高等学校を設置する市の教育委員会において、出願資格の認定を受けた者

(2) 出願資格認定の手続

ア 出願資格認定の申請

- (ア) 県立高等学校に出願する場合は、「令和8年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」に別に定める認定のための必要書類を添付し、全日制の課程は埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長、定時制の課程及び通信制の課程は志願先高等学校長に提出して認定を受ける。

- (イ) 出願資格認定の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和7年12月1日（月）から令和8年2月9日（月）正午まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和7年12月29日（月）から令和8年1月2日（金）までの間を除く。）
 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。
 なお、可能な限り、令和8年2月6日（金）までに出席資格の認定を受ける。

- (ウ) 第13 秋季募集（29ページ）における吹上秋桜高等学校に出願する場合は、「令和8年度入学志願者の出願資格認定申請書」に別に定める認定のための必要書類を添付し、吹上秋桜高等学校長に提出して認定を受ける。

- (エ) 第13 秋季募集（29ページ）における吹上秋桜高等学校の出願資格認定の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和8年8月3日（月）から令和8年8月25日（火）正午まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和8年8月12日（水）から令和8年8月14日（金）までの間を除く。）
 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。
 なお、可能な限り令和8年8月24日（月）までに出席資格の認定を受ける。

イ 出願する際の注意事項

- (ア) 第3の3（6ページ）及び第13の4（29ページ）による。ただし、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」（令和7年10月、県ホームページに掲載予定）にて定める。
- (イ) 「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。
- (ウ) 秋季募集で使用する「入学願書」等については、県ホームページに掲載している様式等からダウンロードし、白いコピー用紙などに印刷して使用すること。
- (エ) 「調査書」等とともに、交付された「出願資格認定申請書」を提出する。
- (オ) 出願書類は、全て第3の3(3)（7ページ）により提出する。
- (カ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

第8 帰国生徒特別選抜による募集

1 帰国生徒特別選抜による募集の実施校及び募集人員

全日制の課程において一般募集に併せて実施する。
なお、募集人員については、別に定める。

2 出願資格

第1の2に定める出願資格（5ページ）を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者
- (2) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者

ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和8年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願及び書類の提出

第3の3（6ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 電子出願システムの案内に従い、「帰国生徒特別選抜による募集」を選択する。
- (2) 第3の3(2)ウ（7ページ）については、出身中学校長による応募資格証明を受け、「帰国生徒特別選抜適用申請書」（様式13）を、志願先高等学校長に持参により提出し、「帰国生徒特別選抜証明書」（様式14）を交付を受ける。
- (3) 第6の4（17ページ）の「自己申告書」（様式6）は、提出することができない。
- (4) 第2志望を認める高等学校に出願し、第2志望を希望する場合は、電子出願システムの案内に従い、選択又は入力をする。
- (5) 全ての出願書類が提出された志願者を、帰国生徒特別選抜の対象とする。

4 志願先変更

第3の7（8ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第3の7(1)については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」を持参により提出する。

5 学力検査

第3の10（10ページ）により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休 憩	10:35～ 11:25 (50分)	休 憩	11:45～14:20	休 憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国 語		数 学		志願先高等学校長の指示に従う。		英 語

6 実技検査

実技検査を実施する高等学校の学科等については、帰国生徒特別選抜の志願者に対して、他の志願者と同様に実技検査を実施する。

内容等については、第4（12ページ）による。

7 面接

個人面接を実施する。

その他、第5の2～5（16ページ）による。

8 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

また、選抜に当たっては、海外での生活や学習状況等に十分配慮する。

なお、学力検査の傾斜配点は実施しない。

9 その他

- (1) 県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業した者を含む）で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。
- (2) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめ第7（18ページ）に定めるところにより、出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。
- (3) ここで定めた内容以外の事項については、第3（6ページ）に準ずる。

第9 外国人特別選抜による募集

1 外国人特別選抜による募集の実施校及び募集人員

実施校は、〔別表7〕のとおりとし、一般募集に併せて実施する。
なお、募集人員については、別に定める。

2 出願資格

第1の2（5ページ）に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)及び(2)の条件を満たす者とする。

- (1) 本人及び保護者が県内に居住している、又は令和8年3月31日までに居住予定がある外国籍を有する者
- (2) 原則として、在日期间が令和8年2月1日現在で通算して3年以内の者

3 出願及び書類の提出

- (1) 第3の3（6ページ）に準ずる。

ただし、本県所定の調査書が提出できない場合は、外国における最終学校の成績証明書等で代えることができる。

また、次のことに留意する。

ア 電子出願システムの案内に従い、「外国人特別選抜による募集」を選択する。

イ 第6の4（17ページ）の「自己申告書」（様式6）は、提出することができない。

ウ 第2志望を認める高等学校に出願し、第2志望を希望する場合は、電子出願システムの案内に従って選択又は入力をする。

- (2) 出願時に旅券等の確認が必要であるため、以下の書類を、志願先高等学校長に持参により提出する。

ア 外国人特別選抜適用申請書（様式15）

学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が出願する場合は、埼玉県教育委員会が出願資格を認定した書類で代えることができる。

イ 出願時に有効な旅券及び出入国記録が確認できる書類（過去の旅券等）

ウ 在留カード

イ及びウについて、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が出願する場合は、イは外国籍を証明する書類等で、ウは本人及び保護者が県内に居住していることを証明する書類等で代えることができる。

エ その他、志願先高等学校長が必要とする書類

- (3) 全ての出願書類が提出された志願者を、外国人特別選抜の対象とする。

4 志願先変更

第3の7（8ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第3の7(1)については、外国人特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の外国人特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の外国人特別選抜を行う高等学校の「外国人特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から「外国人特別選抜適用申請書」等の返却を受け、新たな志願先高等学校へ持参により提出する。

5 学力検査

第3の10（10ページ）により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は国語、社会及び理科の3教科の学力検査は受検しない。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～10:15	休憩	10:35～ 11:25 (50分)	休憩	11:45～14:20	休憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	志願先高等学校長の指示に従う。		数 学		志願先高等学校長の指示に従う。		英 語

6 面接

個人面接を実施する。
その他、第5の2～5（16ページ）による。

7 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。
また、選抜に当たっては、海外での生活や学習状況等に十分配慮する。
なお、学力検査の傾斜配点は実施しない。

8 その他

- (1) 県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業した者を含む。）で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。
- (2) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめ第7（18ページ）の定めるところにより、出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。
- (3) ここで定めた内容以外の事項については、第3（6ページ）に準ずる。

第10 欠員補充

1 実施校

入学許可候補者の数が募集人員に満たない場合は、当該高等学校長は、令和8年3月17日（火）から令和8年4月までに欠員補充を行う。

その際、令和8年3月6日（金）午後2時に県庁及び各教育事務所に公示する。公示の内容（欠員補充実施校、募集人員）は、埼玉県教育委員会のホームページにも掲載する。

2 出願資格

第1の2（5ページ）に該当する者。

なお、隣接県の隣接学区からの出願については、第7の2（18ページ）による。

ただし、いずれかの県公立高等学校の入学許可候補者として発表された者は、出願することはできない。

3 募集人員

第1の1（5ページ）から、転編入学者の募集人員及び一般募集における入学許可候補者数を除いた人員を基本とする。詳細については別に定める。

4 出願及び書類の提出

(1) 全ての県公立高等学校において電子出願手続は実施しない。

(2) 志願者又は出身中学校長は、志願者の志願先高等学校に対し、以下の書類を提出すること。

ア 入学願書（様式5）、受検票（様式5-2）

県ホームページに掲載している様式等からダウンロードし、白いコピー用紙などに印刷して使用してもよい。

イ 第3の3(2)（6ページ）に記載の書類

(3) 書類の提出方法

ア 志願者が提出するもの

提出書類	入学願書（様式5）、受検票（様式5-2）、調査書（様式1）を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	当該高等学校長が定める。 （なお、提出期間の開始日は令和8年3月10日（火）以降とする。）
提出先	志願先高等学校の窓口
提出方法	志願者が窓口を持参すること。この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出する。なお、一般募集で出願した高等学校の同一の課程に再度出願する者については、「調査書」を提出する必要はない。
受検票の交付	志願先高等学校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」を交付する。

イ 出身中学校長が提出するもの

提出書類	学習の記録等学年内評価分布表（様式3）・学習の記録等一覧表（様式4）
提出期間	速やかに提出する。
提出先	志願先高等学校及び高校教育指導課
提出方法	持参又は郵送すること。郵送の場合は「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きする。なお、一般募集で既に提出している場合、過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

(4) 選考手数料の納付については、志願先高等学校の窓口において、原則、電子収納により納付する。詳細は、志願先高等学校の指示に従う。

(5) 志願先高等学校が書類を受理した時点を、出願とする。

5 併願

(1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

(2) 同一高等学校における全日制の課程と定時制の課程の双方に「入学願書」を提出することはできない。

6 その他

ここで定めた内容以外の事項の詳細については、当該高等学校の募集要項に定める。

第11 定時制の課程における特別募集

1 実施校及び募集人員

原則として、定時制の課程の全ての学校・学科で実施する。
募集人員は、一般募集の募集人員に含まれる。

2 出願資格

特別募集に出願できる者は、下記の条件を満たす者とする。

- (1) 第1の2（5ページ）(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ(4)のイに該当する者
- (2) 令和8年3月31日現在、19歳以上の者（平成19年4月1日までに生まれた者）

3 出願及び書類の提出

第3の3（6ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 出願
電子出願システムの案内に従い、「定時制の課程における特別募集」を選択する。
- (2) 写真
電子出願システムの案内に従い、写真を登録する。
- (3) 出願書類の提出
以下の書類を持参により志願先高等学校長に提出する。
ア 志願理由書（様式11）
イ 中学校卒業証明書
ウ その他、志願先高等学校長が指示するもの
- (4) 出願書類の提出期間及び受付時間は、以下のとおりとする。

提出期間	令和8年2月16日（月）及び2月17日（火）
受付時間	2月16日（月）は、午後2時から午後7時まで 2月17日（火）は、午後2時から午後5時まで

- (5) 全ての出願書類が提出された志願者を、定時制の課程における特別募集の選抜の対象とする。

4 志願先変更

第3の7（8ページ）に準ずる。出願書類の提出期間及び受付時間は、以下のとおりとする。

提出期間	令和8年2月18日（水）及び2月19日（木）
受付時間	2月18日（水）は、午後2時から午後7時まで 2月19日（木）は、午後2時から午後5時まで

5 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に出願をすることはできない。

6 作文

- (1) 高等学校長は、学校及び学科の特色等を踏まえ、作文の内容を定める。
- (2) 令和8年2月26日（木）に実施する。開始時刻は、原則として午前9時25分とする。

7 面接

- (1) 面接は個人面接とする。
- (2) 高等学校長は、学校及び学科の特色等を踏まえ、面接の質問内容を定める。
- (3) 令和8年2月26日（木）に実施する。

8 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

9 作文による追検査

- (1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、作文及び面接を欠席した志願者は、令和8年3月3日（火）に実施する作文による追検査を受検することができる。

- (2) 作文による追検査の手続は、第3の13(2)及び(3)（11ページ）に準じ、原則として出身中学校長が手続を行うこととする。
- (3) 作文による追検査を受検した志願者に対しては、令和8年3月3日（火）に面接を実施する。内容は、7(1)及び(2)に準ずる。

10 その他

ここで定めた内容以外の事項については、第3（6ページ）に準ずる。

第12 県立大宮中央高等学校における募集

1 通信制の課程における募集

- (1) 出願資格
第1の2（5ページ）に該当する者とする。
- (2) 募集人員
別に定める。
- (3) 出願手続
 - ア 志願者は、県立大宮中央高等学校において「生徒募集要項・出願手続書類」等の交付を受け、必要事項を記入し、次の書類を添えて、県立大宮中央高等学校長に提出すること。
 - (ア) 調査書（様式1）（中学校卒業後5年を経過した者は、出身中学校長の作成した「卒業証明書」）
 - (イ) 写真5枚（縦4cm×横3cm、カラー・白黒のいずれも可。裏面に氏名を記入する。）
なお、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（様式3及び4）については、提出する必要はない。
 - イ 入学願書等の提出日及び受付時間（出願書類の提出は、持参のみとする）

提出日	令和8年2月15日（日）、3月6日（金）
受付時間	午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分まで
 - ウ 他の県公立高等学校及び県立特別支援学校並びに県立大宮中央高等学校の他の課程との同時出願はできない。
- (4) 選抜
原則として、調査書及びその他の資料を参考にして選抜を行う。ただし、県立大宮中央高等学校長が必要と認める場合は、面接を行う。
- (5) 入学許可候補者の発表
 - ア 令和8年2月15日（日）に出願した志願者については、中学校長を通じて本人宛て通知する。
 - イ 令和8年3月6日（金）に出願した志願者については、中学校長及び本人宛て通知する。
 - ウ 過年度卒業生については、直接本人に通知する。

2 単位制による通信制の課程における募集

- (1) 出願資格
第1の2（5ページ）に該当する者で、令和8年度に県立大宮中央高等学校と技能連携を行う専修学校の入学許可候補者となった者。
- (2) 募集人員
別に定める。
- (3) 出願手続
技能連携を行っている専修学校を通じて連絡する。
- (4) 選抜
原則として、調査書及びその他の資料を参考にして選抜する。ただし、県立大宮中央高等学校長が必要と認める場合は、面接を行う。
- (5) 入学許可候補者の発表
本人宛て通知する。

3 単位制による定時制の課程における募集

- (1) 一般募集
第3（6ページ）による。
- (2) 特別募集
第11（26ページ）による。

4 転入学及び編入学について

県立大宮中央高等学校の転編入学募集要項に定める。

第13 秋季募集

1 実施校

県立吹上秋桜高等学校で実施する。

2 出願資格

第1の2(5ページ)(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ(4)のイ又はオに該当する者とする。
ただし、高等学校又は特別支援学校高等部若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。

3 募集人員

別に定める。

4 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書(様式5)、受検票(様式5-2)

県ホームページに掲載している様式等からダウンロードし、白いコピー用紙などに印刷して使用する。

イ 入学選考手数料(県立吹上秋桜高等学校の指示に従い納付する。)

ウ 調査書(様式1)

(2) 入学願書等の提出期間及び受付時間

提出期間 令和8年8月25日(火)、8月26日(水)

受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) I部及びII部の両方に出願することはできない。また、第2志望は認めない。

(4) 海外の日本人学校等から出願する場合は、第7の4(2)ア(ウ)及び(イ)(19ページ)の定めるところにより、所定の期間内に出願資格の認定を受けること。

5 作文

高等学校長は、学校の特色等を踏まえ、作文の内容を定める。

6 面接

(1) 面接は、個人面接とする。

(2) 高等学校長は、学校の特色等を踏まえ、面接の質問内容を定める。

7 実施日及び日程

実施日	日 程
令和8年9月2日(水)	一般諸注意 8:45～ 9:00
	作文・面接 9:10～

8 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

9 入学許可候補者の発表

令和8年9月7日(月)午後1時30分に、県立吹上秋桜高等学校において、受検番号を掲示する。

第14 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続

1 障害のある生徒の入学選抜に当たっての基本的な考え方

障害のある生徒の入学選抜における学力検査及び選抜に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のあることにより、差別的な取扱いにならないよう、十分に留意する。

2 障害のある生徒の出願に当たっての配慮事項及び選抜の際の取扱い

(1) 志願者及び出身中学校長、義務教育学校長及び特別支援学校長（以下「中学校長」という。）に係る事項

ア 県公立高等学校への出願を希望しており、かつ、障害があるために学力検査等の際に配慮を要すると考えられる生徒をもつ中学校長は、次の(ア)及び(イ)の事項を記入した「学力検査等の際に配慮を必要とする生徒について（要望）」（様式は定めない）（以下「要望書」という）を整え、志願先高等学校に出向き、高等学校長にあらかじめ事情を説明すること。

要望書を作成するに当たっては、志願者及び保護者の要望を十分に聞くこと。

(ア) 学力検査等に当たって配慮してほしい措置

(イ) 中学校として平常の学校生活において配慮している措置

イ 志願者及び保護者は、希望する場合には、「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」（様式18、以下「学力検査等の措置願」という。）を中学校長を経て高等学校長に提出することができる。

志願者及び保護者は、学力検査等の措置願を可能な限り、出願の1週間前までに中学校長に提出すること。「学力検査等の措置願」の提出を受けた中学校長は、「中学校として平常の学校生活において配慮している措置」についての副申（様式19）を添えて、志願先高等学校に出向き、「学力検査等の措置願」を提出するとともに、志願先高等学校長にあらかじめその事情を説明すること。

(2) 志願先高等学校長に係る事項

ア 中学校長から説明を受けた志願先高等学校長は、中学校長と、必要により志願者及び保護者、学級担任等を交え、学力検査等に特別な配慮を要する措置について協議を行うこと。

また、志願者及び保護者から協議に同席したい旨の希望が出された場合には、志願者及び保護者を交えて協議すること。

イ 志願先高等学校長は、特別な配慮を必要とする場合は、高校教育指導課長と協議の上、これを行うことができる。措置については公正さが保たれ、その実施に伴う負担が過重でないときにおいて行うこととする。

配慮できる措置については、志願先高等学校長は中学校長を経て志願者に通知すること。

（様式は定めない）

ウ 志願者から「学力検査等の措置願」が提出された場合には、これを選抜のための資料とする。ただし、提出されたことにより、差別的な取扱いをすることがないように十分に留意する。

3 その他（怪我や病気等により学力検査等実施上の配慮が必要な場合）

(1) 志願者及び中学校長に係る事項

公立高等学校への出願を希望しており、かつ、怪我や病気等があるために学力検査等の際に配慮を要すると考えられる生徒をもつ中学校長は、次の(ア)と(イ)の事項を記入した「怪我や病気等による学力検査等実施上の配慮について」（様式20）を整え、志願先高等学校に出向き、高等学校長に事情を説明すること。

様式20を作成するに当たっては、志願者及び保護者の要望を十分に聞くこと。

(ア) 事由（怪我や病気等の内容や程度など）

(イ) 学力検査等に当たって配慮してほしい措置

(2) 志願先高等学校長に係る事項

ア 中学校長から説明を受けた志願先高等学校長は、中学校長と、必要により志願者及び保護者、学級担任等を交え、学力検査等の際に必要な配慮について協議を行うこと。

イ 志願先高等学校長は、配慮を必要とする場合は、必要に応じて、高校教育指導課長と協議の上、これを行うことができる。配慮については公正さが保たれ、その実施に伴う負担が過重でないときに行うこととする。

配慮する事項については、志願先高等学校長は中学校長を経て志願者に通知すること。（様式は定めない）

第15 調査書、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表作成要領

1 一般原則

中学校長は、調査書、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表の作成に当たっては、その客観性と信頼性を高めるために、校長を委員長とする調査書等作成委員会を設け、厳正を期するとともに、保管についても適正に行うこと。

なお、郵送若しくは持参により提出を行う際は親展扱いとする。

2 調査書

(1) 一般的事項

- ① 黒ペン又は黒ボールペンなどの保存性の高い筆記具を用い、鮮明に記入する。なお、様式1をコピーしたものに記入したもの、又は、コンピュータなどにより作成したものも可とする。
また、コピーしたものに公印を押印して提出してもよい。
- ② 記入する数字は、すべて算用数字を用いる。
- ③ 記入上該当事項のない場合は、特に定めのある場合を除き空欄でよい。
- ④ 調査書を手書で作成し、訂正が必要な場合は、**＝**を用い、欄外に「〇〇字訂正」と記す。
- ⑤ 「志願先」は、中学校において記入する。「受検番号」は、高等学校で記入する。
- ⑥ 「第3学年 組 番」については、学習の記録等一覧表に記載した「学級名」、「番号」と同一のものを記入する。ただし、過年度卒業生については、空欄とする。
- ⑦ 「生徒氏名」は、ふりがなをつけること。なお、通称を用いてもよい。
- ⑧ 「性別」は、男女の別を記入する。
- ⑨ 「生年月日」は、年月日を記入する。
- ⑩ 「卒業年月」は、年月を記入し、該当事項を○で囲む。
- ⑪ 最下段の欄には、「学校名」及び「校長氏名」を記入し、公印を押印する。「記入責任者氏名」は、学級担任の氏名を記入する（記入責任者の印は省略することができる）。なお、第3の3(3)ア（7ページ）により調査書を電子データで提出する場合は、中学校長の公印を省略することができる。
- ⑫ 過年度卒業生については、指導要録に基づいてその記載内容を適宜転記する。
なお、卒業後5年を経過している場合は、提出する必要はない。その場合、出身中学校長の作成した卒業証明書を提出する。

(2) 各教科の学習の記録

ア 令和8年3月中学校卒業見込者の場合

- (ア) 「評定」は、各教科別に、第1学年、第2学年の評定及び第3学年の成績を5段階で評定欄に記入する。
その際、第1学年、第2学年の各教科の評定は、指導要録に記載されている評定とする。
第3学年の評定は、第1学期及び第2学期の成績によって判定する。ただし、2学期制をとる中学校の第3学年の成績については、「前期」の成績に可能な限り後期の成績を加えて判定する。
長期欠席の生徒で学習の評定ができない場合は、評定欄に斜線を引き、「備考」に「長期欠席により評定不能」と記入する。
- (イ) 特別の教育課程により学習している生徒が受検する場合、当該教科の「評定」は、(ア)による5段階評定を評定欄に朱記する。5段階評定ができないときは、該当の評定欄に斜線を引き、「5 その他」欄に学習状況の概要を記入する。いずれの場合も、「備考」に「特別の教育課程」と記入する。
ただし、それ以外の教科の「評定」は、黒で記入する。
また、特別の教育課程により学習している教科の「評定」は、「学習の記録等学年内評価分布表」の「(1) 各教科の学習の記録」の「評定別」の人数には含めない。
- (ウ) 令和8年1月以降転入した生徒については、転入前の中学校の学習の記録による。第3学年の「評定」は、(ア)による5段階評定を評定欄に朱記する。
- (エ) 県外及び海外の中学校等から出願する者（隣接県協定により出願する者を除く。）については、その都道府県等における評定を評定欄に朱記し、「備考」に10段階、5段階評定等の別を記入する。

(㊦) 災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できない場合は、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

イ 過年度卒業生の場合

「評定」は、指導要録に記載されている各学年の評定を評定欄に朱記し、「備考」に「過年度卒」と記入する。

(3) 総合的な学習の時間の記録

第3学年の第1学期、第2学期の学習を中心に、学習の状況や成果などについての評価等を、簡潔に文章で記述する。

(4) 特別活動等の記録

〔学級活動〕

各学年で務めた委員（係）名を記入する。ただし、同一学年で2つ以上の委員（係）を務めた場合は、最もよく活動したものを1つ記入する。

〔生徒会活動〕

役員名、委員長名等について記入する。

〔学校行事〕

修学旅行、運動会、文化祭等において顕著な活動があった場合に、その項目について記入する。

〔その他〕

その他の特別活動について、具体的な事項があれば記入する。

(5) 出欠の記録

ア 「欠席日数」は、指導要録に記載されている日数を記入する。なお、在籍する者の第3学年分については、第2学期までを記入する。ただし、2学期制をとる中学校については、12月末までを記入する。

イ 「欠席の主な理由」は、各学年ごとの「欠席日数」が10日以上の方について、その主な理由を記入する。

(6) その他

部活動、特技、取得資格及びスポーツ活動・文化活動・ボランティア活動等について、特に顕著な具体的事項がある場合は、「5 その他」に記入する。

3 成績及び諸活動等の記録通知書

「成績及び諸活動等の記録通知書」（様式2）は、2に定めるところにより作成する。「成績及び諸活動等の記録通知書」の内容は、調査書の内容と同一とする。

4 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」

(1) 志願先高等学校長に提出する場合

ア 宛先は、「埼玉県立〇〇高等学校長」又は「〇〇市立〇〇高等学校長」とする。

イ 第3学年に在籍する者について作成する。

ウ 記入方法

(ア) 学習の記録等学年内評価分布表

(i) 「(1) 各教科の学習の記録」には、第3学年の各教科の評定別人数について記入する。

(ii) 特別の教育課程により学習した生徒が、高等学校又は高等専門学校を受検する場合、当該教科については、「(1) 各教科の学習の記録」の「評定」の人数に含めない。

(iii) 令和8年1月以降転入した生徒については、(1)の人数には含めない。

(iv) 令和8年1月以降転出した生徒については、(1)の人数に含めることができる。

(v) 「卒業見込生徒数」等の生徒数については、作成日現在で記入する。

(イ) 学習の記録等一覧表

(i) 「学習の記録等一覧表」は、学級ごとに記入する。

「（ 校中の ）」には、学年全体の合計枚数と通し番号を記し、「学習の記録等学年内評価分布表」を付して1部提出する。

なお、特別支援学級をおく中学校の「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」の記入については、34ページを参照すること。

- (ii) 「番号」は、学級ごとに空欄をつくらず指導要録の番号順に、続けて記入する。（調査書に記載した「番号」と同一のものを記入する。）
- (iii) 「性別」は、男女の別を記入する。
- (iv) 長期欠席の生徒で学習の評定ができない場合は、当該の評定欄に斜線を引き、「備考」に「長期欠席により評定不能」と記入する。
- (v) 特別支援学級に在籍し、高等学校又は高等専門学校を受検する生徒については、指導要録の番号順に記入する。特別の教育課程により学習している教科の「評定」は、2(2)ア(ア)による5段階評定を評定欄に朱記する。5段階評定ができないときは、該当の評定欄に斜線を引く。いずれの場合も、「備考」に「特別の教育課程」と記入する。
ただし、それ以外の教科の「評定」は、黒で記入する。
- (vi) 令和8年1月以降転入した生徒については、「備考」に転入年月日を記入する。
- (vii) 令和8年1月以降転出した生徒については、「備考」に転出年月日を記入する。
- (viii) 「記入責任者氏名」は、学級担任氏名を記入する。
- (2) 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長に提出する場合
 - ア 宛先は、「埼玉県教育委員会教育長」とする。
 - イ 記載内容は、志願先高等学校長に提出するものと同一のものとする。
- (3) その他
 - ア 用紙はA4判とし、左綴じ（2ヶ所）にして提出する。
 - イ 隣接県の隣接学区以外の県外中学校等及び海外の日本人学校等からの出願の場合は、提出する必要はない。
- (4) 提出期間及び受付時間
 - 一般募集、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集については第3の3(3)ウ（7ページ）による。欠員補充については第10の4（24ページ）による。
 - 志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出席した高等学校長に速やかに提出する。
 - ただし、既に提出している高等学校の同一の課程に対しては、改めて提出する必要はない。

5 特別支援学級を置く中学校の学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表の取扱い

- (1) 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表の作成における特別支援学級の定義
学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表における特別支援学級とは、「特別の教育課程により、授業時間のほとんどを特別支援学級において学習している場合」をいう。
- (2) 特別支援学級の生徒の取扱いについて
 - ア 特別支援学級に在籍する生徒が受検する場合
高等学校又は高等専門学校を受検する生徒のみ、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表に記載する。
学習の記録等一覧表については、指導要録の番号順に記入する。特別の教育課程により学習している教科の「評定」は、2(2)ア(ア)による5段階評定を評定欄に朱記する。5段階評定ができないときは、該当の評定欄に斜線を引く。いずれの場合も、「備考」に「特別の教育課程」と記入する。
ただし、それ以外の教科の「評定」は、黒で記入する。
特別の教育課程により学習している教科については、学習の記録等学年内評価分布表の「(1)各教科の学習の記録」の「評定別」の人数に含めない。
 - イ 特別支援学級に在籍する生徒が受検しない場合
高等学校又は高等専門学校を受検しない生徒は、学習の記録等学年内評価分布表の(1)及び学習の記録等一覧表には記載しない。